

## 独立行政法人の令和 5 年度業務の実績に係る再評価について

令和 7 年 12 月

### ＜独立行政法人国際協力機構（JICA）令和 5 年度業務の実績に係る再評価等の経緯※＞

※フィリピン円借款事業「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関する検証委員会「検証報告書」（令和 7 年 6 月 13 日公表）より事務局が作成

2017 年 12 月 ～2018 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 職員が、JICA 調査（経済財務分析、環境影響評価）の業務指示書案、円借款の事業費積算ファイル、施工監理等を行うコンサルタントのタームズ・オブ・レファレンス（Terms of Reference: 業務の範囲、期待される役割及び権限等を規定するもの）案を外部事業者の社員に情報漏洩</li> </ul>
2018 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA が調査を公示</li> </ul>
2018 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA が調査を契約</li> </ul>
2019 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピン政府が施工監理コンサルタントの入札プロセス開始</li> </ul>
2020 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピン政府が施工監理コンサルタントの契約締結</li> </ul>
2023 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA の設置する総務部法務課外部通報窓口に対して独禁法第 3 条及び官製談合防止法第 8 条に抵触する行為があった旨の情報提供あり → 通報を受けて JICA 内部調査を実施</li> </ul>
2023 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当職員に対し停職 1 か月の懲戒処分</li> </ul>
2023 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>JICA から外務省に対して懲戒処分及び内部調査の進捗状況を報告</u></li> </ul>
2024 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>本懲戒処分の JICA 内公表及び対外公表を実施</u></li> </ul>
2024 年 11 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA において検証委員会を設置し、一連の対応を検証</li> </ul>
2025 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>JICA において検証委員会報告書を公表</u></li> </ul>
2025 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証委員会報告書等を踏まえ、外務大臣において、<u>2023 年度（令和 5 年度）業務実績評価について再評価</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評定を <u>「A」から「B」へ引下げ</u></li> <li>・項目別評定のうち、 「No.11 業務運営の効率化、適正化」の評定を、<u>「B」から「D」へ引下げ</u> 「No.14 内部統制の強化」の評定を、<u>「B」から「D」へ引下げ</u></li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務大臣において、<u>2024 年度（令和 6 年度）業務実績評価を実施</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評定を <u>「B」</u></li> <li>・項目別評定のうち、 「No.11 業務運営の効率化、適正化」の評定を、<u>「C」</u> 「No.14 内部統制の強化」の評定を、<u>「D」</u></li> </ul> </li> </ul>

<独立行政法人国際協力機構（JICA）令和5年度評価 主務大臣評価書※> （新旧対照表形式（赤字部分が変更箇所））

※ 「独立行政法人 国際協力機構の令和5年度における業務実績評価」（令和7年8月公表）より抜粋

(1) 総合評定

	変更前	変更後
総合評定	A : 中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	B : 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
評定に至った理由	<p>法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、<u>A評定</u>とした。特に考慮した内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象9項目のうち、S評定4項目、A評定5項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。</li> <li>・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象6項目のうち、S評定1項目、A評定2項目、<u>B評定3項目と、全ての項目で所期の目標を達成する成果を上げた。</u></li> <li>・法人全体の信用を欠墮させる事象はなかった。</li> </ul>	<p>法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、<u>B評定</u>とした。特に考慮した内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象9項目のうち、S評定4項目、A評定5項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。</li> <li>・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象6項目のうち、S評定1項目、A評定2項目、<u>B評定1項目、D評定2項目と、所期の目標を下回るD評定の項目があることに鑑み、項目別評定を基礎とした場合のA評定から、一段階引き下げた。</u></li> </ul>
2. 法人全体に対する評価	<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、（略）  <u>全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項</u>  <u>特になし。</u></p>	<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、（同左）  <u>全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項</u>  <u>2023年度にフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」に</u>  <u>係るJICA職員による情報漏洩事案が発生したことを受け、2024年7</u>  <u>月にJICA職員の懲戒処分を公表。同年11月に、事実関係の再検証及び</u>  <u>更なる再発防止策の検討のため、JICAの下で検証委員会を設置。</u>  <u>2025年6月に同委員会からJICAに提出された報告書を受けて、現在</u>  <u>は再発防止に向けた取組が進められている。本事案について、第217</u>  <u>回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受け</u>  <u>た。（項目No.11、No.14参照。）</u></p>

(2) 項目別評定（総括表）

	変更前							変更後							
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（略）															
中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調査№	備考	中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調査№	
①	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度			②	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項								II. 業務運営の効率化に関する事項							
③ 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	AO	SQ				No.10		③ 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	AO	SQ				No.10	
④ 業務運営の効率化、適正化	B	D				No.11		④ 業務運営の効率化、適正化	B	D				No.11	
III. 財務内容の改善に関する事項								III. 財務内容の改善に関する事項							
⑤ 財務内容の改善に関する事項	B	B				No.12		⑤ 財務内容の改善に関する事項	B	B				No.12	
IV. その他の事項								IV. その他の事項							
⑥ 安全対策・工事安全に関する事項	AO	AO				No.13		⑥ 安全対策・工事安全に関する事項	AO	AO				No.13	
⑦ 内部統制	B	B				No.14		⑦ 内部統制	B	D				No.14	
⑧ 組織力強化に向けた人事	A	A				No.15		⑧ 組織力強化に向けた人事	A	A				No.15	
⑨ 短期借入金の限度額	-	-				No.16		⑨ 短期借入金の限度額	-	-				No.16	
⑩ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	-				No.17		⑩ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	-				No.17	
⑪ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-				No.18		⑪ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-				No.18	
⑫ 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-				No.19		⑫ 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-				No.19	
⑬ 施設及び設備に関する計画	-	-				No.20		⑬ 施設及び設備に関する計画	-	-				No.20	
⑭ 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-				No.21		⑭ 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-				No.21	

### (3) 項目別評定

#### No.11 業務運営の効率化、適正化

	変更前	変更後
評定	評定：B	評定：D
評定に至った理由	<p>&lt;評定に至った理由&gt; (定量的実績) (略)</p> <p><u>(定性的実績)</u> <u>経費、人件費、保有資産、調達などについて、年度計画の取組を着実に実施した。</u></p> <p><u>(結論)</u> <u>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</u></p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 継続中の改革推進の他、導入済み各施策の運用の定着に取り組むとともに、経費削減や生産性の向上及び事業の質の向上に貢献する高い付加価値業務の実施を期待する。また、新設されたスタンド・バイ契約（コンサルタント、機材及び輸送業務）等を活用し、迅速性が求められる局面において、機動的・効率的に適切な業務を遂行されることを期待する。</p> <p>&lt;その他事項&gt; (略)</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt; (定量的実績) (同左)</p> <p><u>(結論)</u> <u>フィリピン「首都圏鉄道 3 号線改修事業」(円借款) に関する機関職員が調達手続に関する秘密情報を漏洩した事案（※）について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議による警告決議を受けたことも踏まえ、主務省として、機関が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認め、単に「改善を要する」とする「C」評定の程度を越えるものと考えられるところ、「抜本的な改善を求める」とされる「D」評定とする。</u></p> <p><u>※フィリピン円借款「首都圏鉄道 3 号線改修計画」に関し、JICA による調査契約の調達において、公示前に、JICA 職員がコンサルタント会社（2 社）に対して業務指示書案を漏洩。加えて、フィリピン政府による施工監理業務に関し、JICA 職員がコンサルタント（1 社）に対して円借款コスト積算情報や施工監理業務の内容を漏洩した。</u></p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 継続中の改革推進の他、導入済み各施策の運用の定着に取り組むとともに、経費削減や生産性の向上及び事業の質の向上に貢献する高い付加価値業務の実施を期待する。また、新設されたスタンド・バイ契約（コンサルタント、機材及び輸送業務）等を活用し、迅速性が求められる局面において、機動的・効率的に適切な業務を遂行されることを期待する。 <u>また、今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機関として真摯に受け止め、調達業務に関する執行要領の整備、契約監視委員会での調達制度の検証・助言、役職員等向け研修の拡充を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置</u></p>

を強く求める。

本事案の背景には、調達分野においては、円借款制度の迅速化・改善による業務の複雑化・広範化、職員の理解不足や対応のばらつきが見られたことが一因とされる。こうした状況は、制度運用の複雑性、法令・制度改正や社会的要請の高まりにより、さらに顕著となっている。加えて、マネジメント層によるリスク認識の共有不足や、現場との意思疎通の課題もあり、組織的な対応力や人材育成の強化が喫緊の課題である。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和7年6月13日）においても、調達制度の平易化・標準化、職員研修の継続的実施、現場と本部間の情報共有体制の強化といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図る必要がある。

<その他事項> (同左)

No.14 内部統制

	修正前	修正後
評定	評定：B	評定：D
評定に至った理由	<p>&lt;評定に至った理由&gt; (定量的実績) (略)</p> <p><u>内部統制の整備及び運用、組織運営に関するリスクの評価と対応、内部監査の実施、機構内及び外部からの情報伝達体制の確保など、年度計画の取組を着実に実施した。</u></p> <p>(結論) 定量指標を達成し、年度計画において予定されていた取組を着実に実施していることから、年度計画における所期の目標の達成が得られていると認め、「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き機構内のリスク管理強化に取り組まれたい。また、令和 5 年度版「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への対応や情報セキュリティに関するサプライチェーン対策強化を期待する。</p> <p>&lt;その他事項&gt; (略)</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt; (定量的実績) (同左)</p> <p>(結論) <u>フィリピン「首都圏鉄道 3 号線改修事業」(円借款) に関する機関職員が調達手続に関する秘密情報を漏洩した事案（※）について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議による警告決議を受けたことも踏まえ、主務省として、機構が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認め、単に「目標の水準を満たしていない」とする「C」評定の程度を越えて、「抜本的な業務の見直しが必要」とされる「D」評定とする。</u></p> <p><u>※フィリピン円借款「首都圏鉄道 3 号線改修計画」に関し、JICA による調査契約の調達において、公示前に、JICA 職員がコンサルタント会社（2 社）に対して業務指示書を漏洩。加えて、フィリピン政府による施工監理業務に関し、JICA 職員がコンサルタント（1 社）に対して円借款コスト積算情報や施工監理業務の内容を漏洩した。</u></p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き機構内のリスク管理強化に取り組まれたい。また、令和 5 年度版「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への対応や情報セキュリティに関するサプライチェーン対策強化を期待する。 <u>また、今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機関として真摯に受け止め、不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。</u></p>

本事案の背景には、内部統制に関する対応力の脆弱性があり、特に、重大事案発生時における初動体制の整備や、法務・コンプライアンス機能の組織横断的な強化、マネジメント層と現場間における意思疎通の体制の確立、職員のコンプライアンス意識の醸成不足が課題として挙げられる。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和7年6月13日）においても、重大事案発生時における初動体制の整備、内部統制担当理事のもとでの組織横断的な対応機能の強化、法務・コンプライアンス部門の設置による専門性の集約、役員と非管理職層との対話や定期面談の導入などによる組織内コミュニケーションの改善、外部通報制度の運用強化、そして職員への研修や理解度チェックテストの実施を通じたコンプライアンス意識の醸成といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図ることが求められる。

<その他事項> (同左)

<御参考：独立行政法人国際協力機構（JICA）令和6年度評価 主務大臣評価書※> （青字部分が特に関係する箇所）

※ 「独立行政法人 国際協力機構の令和6年度における業務実績評価」（令和7年8月公表）より抜粋

(1) 総合評定

主務大臣評価書記載内容	
総合評定	B： <u>全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</u>
評定に至った理由	<p>法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、B評定とした。特に考慮した内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象9項目のうち、S評定5項目、A評定4項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。</li> <li>大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象6項目のうち、S評定1項目、A評定2項目、B評定1項目、C評定1項目、D評定1項目と、<u>所期の目標を下回るD評定の項目があることに鑑み、項目別評定を基礎とした場合のA評定から、一段階引き下げた。</u></li> </ul>
2. 法人全体に対する評価	<p><b>&lt;法人全体の評価&gt;</b></p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2024年度は第5期中期目標期間（2022～2026年度）の3年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>【業務運営の効率化、適正化】(No.11)</p> <p>【内部統制】(No.14)</p> <p>フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」に関連する情報漏洩事案については、第217回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けたことを機関として真摯に受け止め、<u>不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。</u></p> <p><b>&lt;全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項&gt;</b></p> <p>2023年度にフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」に係るJICA職員による情報漏洩事案が発生したことを受け、2024年7月にJICA職員の懲戒処分を公表。同年11月に、事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討のため、JICAの下で検証委員会を設置。2025年6月に同委員会からJICAに提出された報告書を受けて、現在は再発防止に向けた取組が進められている。本事案について、第217回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けた。（項目No.11、No.14参照。）</p>

## (2) 項目別評定

### No.11 業務運営の効率化、適正化

主務大臣評価書記載内容	
評定	評定：C
評定に至った理由	<p>フィリピン「首都圏鉄道 3 号線改修事業」(円借款) に関する機関職員が調達手続に関する秘密情報を漏洩した事案(※)について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議による警告決議を受けた。<u>他方、当該事案を受けて秘密保持義務や関連法令に関する職員研修の強化、調達にかかる情報管理の徹底などの再発防止策を策定・実施しており、具体的な業績改善の取組が見られた。</u>以上を踏まえつつも、業務運営の効率化、適正化には、「改善を要する」と認められるため、「C」評定とする。</p> <p>※フィリピン円借款「首都圏鉄道 3 号線改修計画」に関し、JICA による調査契約の調達において、公示前に、JICA 職員がコンサルタント会社（2 社）に対して業務指示書案を漏洩。加えて、フィリピン政府による施工監理業務に関し、JICA 職員がコンサルタント（1 社）に対して円借款コスト積算情報や施工監理業務の内容を漏洩した。</p> <p>（定量的指標） 【指標 11-3】において、達成度が目標値の 120%以上、【指標 11-1】及び【指標 11-2】の 2 項目において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。</p> <p>（定性的実績） 経費の面では、調達・契約方法の見直しを通じた効率化により、一般管理費等におけるコスト削減を達成し、財政運営の安定性向上に寄与した点評価できる。 人件費管理については、公的基準に準じた給与改定や人事制度運用に加え、重点分野への人的資源の柔軟な配置やシニア層活用の拡充を通じ、組織体制の強化と多様性の確保に努めた点評価できる保有資産に関しては、施設整備計画の更新・実施や LED 照明・高効率設備の導入等、コスト面・環境面双方に配慮した資産管理を進め、環境負荷の低減と公共資産の有効活用を両立させた点評価できる。</p> <p><b>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</b></p> <p>今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機関として真摯に受け止め、調達業務に関する執行要領の整備、契約監視委員会での調達制度の検証・助言、役職員等向け研修の拡充を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求めめる。</p> <p>本事案の背景には、調達分野においては、円借款制度の迅速化・改善による業務の複雑化・広範化、職員の理解不足や対応のばらつきが見られたことが一因とされる。</p> <p>こうした状況は、制度運用の複雑性、法令・制度改正や社会的要請の高まりにより、さらに顕著となっている。加えて、マネジメント層によるリスク認識の共有不足や、現場との意思疎通の課題もあり、組織的な対応力や人材育成の強化が喫緊の課題である。</p>

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和7年6月13日）においても、調達制度の平易化・標準化、職員研修の継続的実施、現場と本部間の情報共有体制の強化といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図る必要がある。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・No11とNo14の両項目がC評定となったフィリピンでの円借款事業における情報漏洩事案は、深刻な課題であり、組織のガバナンスに関わる重要な問題であると考えられる。外務省の評価基準でC評定は「改善を要する」とされるが、この評価だけでは事態の重大性を十分に反映しているとは言い難い側面もある。過去の評価において両項目が概ねB評定以上で推移してきたことを鑑みても、今回の事態が大きな後退であることがうかがえる。

この問題は、一職員の不正行為や内部統制システムの一時的な機能不全という点に留まらず、より深い次元で捉える必要がある。国民の税金によって賄われるODA事業の調達プロセスという、特に公正性が求められる領域で、その信頼を損なう事態が発生したという事実を重く受け止める必要がある。これは、日本のODA全体への信頼に影響を与え、パートナー国や国際社会における日本の評判を損なう可能性のあるものである。

JICAが検証委員会を設置し、再発防止策の策定に取り組んでいることは重要な第一歩であるが、信頼を回復するためには、さらなる取り組みが求められる。失われた信頼を回復するためには、そのプロセス自体に外部の視点を取り入れ、透明性を確保することが不可欠である。

・フィリピン首都圏鉄道3号線改修事業における調達手段の秘密情報漏洩事案については、当事者からは日本政府の強い関心事項であること、また過度なプレッシャーの存在が指摘されている。JICA内のコンプライアンス徹底は重要である一方、職員が常に高いプレッシャー下で業務を遂行している現状を踏まえ、円借款業務の円滑な遂行に資する制度面での見直しも検討頂きたい。

主務大臣評価書記載内容	
評定	評定：D
評定に至った理由	<p>フィリピン「首都圏鉄道 3 号線改修事業」（円借款）に関する機関職員が調達手続に関する秘密情報を漏洩した事案（※）について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議による警告決議を受けたことも踏まえ、主務省として、<u>機関が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認め、単に「目標の水準を満たしていない」とする「C」評定の程度を越えて、「抜本的な業務の見直しが必要」とされる「D」評定とする。</u></p> <p>※フィリピン円借款「首都圏鉄道 3 号線改修計画」に関し、JICA による調査契約の調達において、公示前に、JICA 職員がコンサルタント会社（2 社）に対して業務指示書案を漏洩。加えて、フィリピン政府による施工監理業務に関し、JICA 職員がコンサルタント（1 社）に対して円借款コスト積算情報や施工監理業務の内容を漏洩した。</p> <p>（定量的指標）  【指標 14-2】において達成度が目標値の 120%以上、【指標 14-1】において達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。</p> <p>（定性的実績）  <u>内部統制の整備・運用にあたり、通報制度の強化や事業継続訓練の実施等を通じて、組織の健全性と危機対応力の向上に努めた点評価できる。</u>  リスク管理では、自己点検プロセスの改善や重要リスクの明確化を通じ、組織的な管理体制の強化を図ったことにより、透明性と説明責任の確保に努めた点評価できる。  内部監査においては、定例・テーマ監査に加え、フォローアップの継続により業務改善に継続的に取り組んだ点評価できる情報セキュリティについても、制度整備と意識啓発の両面から対応力を高めた点評価できる。</p>

### <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今回の情報漏洩事案をめぐって、参議院決算委員会の警告決議を受けたことを機関として真摯に受け止め、不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。

本事案の背景には、内部統制に関する対応力の脆弱性があり、特に、重大事案発生時における初動体制の整備や、法務・コンプライアンス機能の組織横断的な強化、マネジメント層と現場間における意思疎通の体制の確立、職員のコンプライアンス意識の醸成不足が課題として挙げられる。

フィリピン円借款事業「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関する検証委員会の報告書（令和 7 年 6 月 13 日）においても、重大事案発生時における初動体制の整備、内部統制担当理事のもとでの組織横断的な対応機能の強化、法務・コンプライアンス部門の設置による専門性の集約、役

員と非管理職層との対話や定期面談の導入などによる組織内コミュニケーションの改善、外部通報制度の運用強化、そして職員への研修や理解度チェックテストの実施を通じたコンプライアンス意識の醸成といった改善の方向性が示されている。これらの提言を踏まえ、実行可能な改善策を速やかに検討・実施し、再発防止と信頼回復に向けた組織的対応力の強化を図ることが求められる。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・(再掲) No11とNo14の両項目がC評定となったフィリピンでの円借款事業における情報漏洩事案は、深刻な課題であり、組織のガバナンスに関わる重要な問題であると考えられる。外務省の評価基準でC評定は「改善を要する」とされるが、この評価だけでは事態の重大性を十分に反映しているとは言い難い側面もある。過去の評価において両項目が概ねB評定以上で推移してきたことを鑑みても、今回の事態が大きな後退であることがうかがえる。

この問題は、一職員の不正行為や内部統制システムの一時的な機能不全という点に留まらず、より深い次元で捉える必要がある。国民の税金によって賄われるODA事業の調達プロセスという、特に公正性が求められる領域で、その信頼を損なう事態が発生したという事実を重く受け止める必要がある。これは、日本のODA全体への信頼に影響を与え、パートナー国や国際社会における日本の評判を損なう可能性のあるものである。

JICAが検証委員会を設置し、再発防止策の策定に取り組んでいることは重要な第一歩であるが、信頼を回復するためには、さらなる取り組みが求められる。失われた信頼を回復するためには、そのプロセス自体に外部の視点を取り入れ、透明性を確保することが不可欠である。

・(再掲) フィリピン首都圏鉄道3号線改修事業における調達手段の秘密情報漏洩事案については、当事者からは日本政府の強い関心事項であること、また過度なプレッシャーの存在が指摘されている。JICA内のコンプライアンス徹底は重要である一方、職員が常に高いプレッシャー下で業務を遂行している現状を踏まえ、円借款業務の円滑な遂行に資する制度面での見直しも検討頂きたい。

・説明責任体制の整備や財務の健全性維持は、長期的な制度的持続可能性を確保する上で不可欠なガバナンス課題である。評価・監査制度、リスク管理、組織透明性の向上など、包括的な組織運営改革が求められる。